

NGO フォローアップ情報

女性差別撤廃委員会総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8)

2018年2月28日

作成：マイノリティ女性フォーラム

(部落解放同盟中央女性運動部

札幌アイヌ協会

アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク

反差別国際運動)

勧告 21 (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと。

1. 勧告に関連して政府がとった措置とその効果：

- 上記勧告に対応する法整備は行われていない。
- 世論に押される形で、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(<http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>)を成立・施行させたが、①民族的出身、国籍を含めて人種差別的ヘイト・スピーチの「解消」を目指す理念法であって当該行為の行為者に対する制裁・処罰規定はない。②ジェンダー視点は完全に欠落している。③「解消」すべきヘイト・スピーチの対象を、「本邦外出身者」に限定したことで、アイヌ民族、被差別部落の成員に対するヘイト・スピーチが適用外とされた。④国と地方公共団体の責務に関する第2章も、一般的かつ漠然とした記述にとどまる。同法施行後に、具体的な措置が講じられた様子はない。
- ヘイト街宣に対する一定の抑制効果はあった。ただし、制裁・処罰規定がないことから、ヘイト街宣の実施計画の情報があれば直ちに市民に呼び掛けていわゆる「カウンター」行動を組織し、人種主義者に対抗しているのは、今も攻撃対象にされるマイノリティと支援者である。従来、ヘイト街宣をする人種主義者を露骨に擁護し、抗議する市民を取り締まりと弾圧の対象にしてきた警察は、同法の成立と市民からの批判を受けて、ある程度公平を装うようになった。人種主義者・女性差別主義者は示威活動のやり方を変えて、公立の施設を利用した展示会やネット上のヘイト・スピーチ(匿名の書き込み)などを継続しており、それらは、依然として野放し状態にある。
- 上述の、ジェンダー視点の欠落や国内マイノリティを対象外とするといった同法の不備については、マイノリティに影響を及ぼす事柄の決定過程では必ずマイノリティの効果的参加を保障すべきであるという「マイノリティ権利宣言」の規定およびCEDAWをはじめとする人権条約機関から繰り返されてきた勧告に政府が誠実に従わなかったことが大きな原因である。
- 上記法律の対象を「本邦外出身者」としていること、およびインターネット上におけるヘイト・スピーチに言及していないことに関しては、法案審議の過程において議論があり、最終的に、同法の附帯決議として、「第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外ののであれば、

いかなる差別的言動であつても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。」と、「インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。」が補足された (<http://www.moj.go.jp/content/001184407.pdf>)。ただし、附帯決議に法的効果はなく、運用上の留意事項にすぎない。また、法律自体に処罰規定がないことも繰り返しておく。

2. 勧告が指摘している問題に関して、2016年3月以降に起きたことおよびそれがもたらした結果:

- 法の施行後も、ヘイト・スピーチの被害者のほとんどは、現在も泣き寝入りするしかない。不当な中傷や侮辱に対しても、反論すれば激しい報復を受ける恐れが高い。侮辱、名誉毀損などを訴えて加害者に損害賠償請求の民事訴訟を起こすという選択肢もあるが、非常にハードルが高い。実際、加害者に法による制裁を科し、社会に問題提起するために提訴を選択した在日コリアン女性も2名現れたが、時間的（一審だけで数年かかる）、経済的、精神的負担が過大である。

事例：李信恵さん裁判、フジ住宅裁判・・・前者について侮辱と名誉毀損が認められたが、賠償額は原告の味わった苦しみに比して、あまりにも少額である。

- ネット上におけるヘイト・スピーチは部落民やアイヌ民族にも矛先を向けている。部落に関しては2016年2月、鳥取ループというグループが「復刻版部落調査」を出版した。これは、1936年に政府が全国数千カ所に存在した部落の実態把握のために行った調査報告を何らかのルートで入手し、さまざまな方法を使って現在の部落の所在地と照合させながら更新したディレクトリーである。鳥取ループは「政府が公にした文書を改訂して出版することのどこが差別か」と主張している。出版の目的は、部落所在地及び部落出身者を暴くことにあり、これを使って、特定の個人の現住所あるいは出身住所が部落所在地に当たるかどうかを照合できる。

鳥取ループより先立つ数十年前、興信所などが同じく「部落調査」を使って「部落地名総鑑」を作成し、大企業や一般人に販売していた。1975年、数百社の企業（多くは上場企業）がそれを購入し、採用時に応募者の背景を調べるために使っていたことが発覚した。企業以外にも、一般市民が家族の結婚時に相手方の出身を調べるために使っていた。発覚時、政府は事態を深刻に受け止め、差別図書として回収したが、すべては回収できていなかった。

情報技術の発達に伴い、未回収の部落地名総鑑はデータ化され、近年ではさまざまな形でネット上に流されている。就職の採用や結婚以外では、土地や家屋の取引時に不動産関連業者あるいは購入者が、その物件が部落地区に所在しているかどうかを調べるために使っている。部落であることを暴き、スティグマをつけて忌避することが、現在、最も深刻な部落差別の慣行の一つとなっている。

鳥取ループの本の出版は部落解放同盟が裁判所に訴え、2016年3月28日、横浜地裁から出版禁止の仮処分が出たが、その間、鳥取ループはこの本に記載されている内容をすべてデータ化して、「同和地区 Wiki」という自ら立ち上げたサイトに載せて拡散させた。このサイトも同年4月18日に裁判所が仮処分を出したため削除されたが、すでにコピーサイトや類似サイトが多数できており、收拾がつかない状態になっている。「同和地区 Wiki」には部落の所在地以外にも部落解放同盟のリーダーや同盟員など女性を含む多数の関係者の個人情報（住所、電話、生年月日、活動内容など）が本人の同意なくアップされている。個人情報を掲載されたある活動家には、「エタ死ね」と書かれた差出人無記名の年賀状が自宅に届き、子どもがそれを読んだ。部落女性

たちは、ネット上の情報を使った嫌がらせや攻撃をいつどのような形で受けるかかもしれず、不安と恐怖の日々を送っている。

- ▶ ヘイト・スピーチ解消法に続き、2016年12月には「部落差別解消推進法」が制定、施行された。この法律も処罰規定はなく、教育と啓発による差別意識の払拭と相談業務および実態調査を政府および地方自治体政府に課している。そのため、前述のようなネット上における大規模で深刻な差別情報の流布や部落に対するヘイト・スピーチに対して、法律は機能していないし、政府も何ら対処をしないまま放置されている。
- ▶ アイヌ民族に対する差別を助長する表現やヘイト・スピーチもネットを中心に蔓延しており、深刻な状況をもたらしている。しかし、個人としてそれらに対処することは、自ら差別に身をさらすことになり、気分が悪くなるだけでなく、回復不能なほどずたずたにされる恐れがある。そのため、多くのアイヌ女性たちはそうしたサイトにはアクセスはしない。この沈黙効果は多くの被差別当事者に共通している。

2016年7月、北海道大学アイヌ・先住民研究センターに所属する研究者が、北海道札幌市で行った講演のなかで、アイヌ民族に対する誤った歴史認識や偏見を助長する発言を行い、多くのアイヌ民族が怒りの声をあげた。「アイヌを日本人にしたことは悪いことではない」「アイヌが土地を失ったのはアイヌの理解力不足、選択の誤り」「『北海道旧土人保護法』により、アイヌは政府からたくさんの資金を受け取って、手厚く保護された」など、講演を聞いている人たちに誤解を与える内容であった。この研究者は、政府の「アイヌ政策見直し検討体制」の座長を務めていた。この捻じ曲げられた歴史認識は、政府のアイヌ政策見直しの指針である「有識者懇談会報告書」でも主張されていた。

重要な役席にある者のこの発言および主張に抗議して、アイヌ民族の有志の団体・個人からなる実行委員会は内閣官房に申し入れを行い、2017年に4回のチャランケ（談判）を持った。その結果、同研究者は政府のアイヌ政策見直し検討体制の座長から外され、この検討体制も活動自粛となった。

実行委員会は、その他、政府のアイヌ政策見直しの作業には、国連先住民族の権利宣言にある歴史的不正義に基づく歴史認識をもつ人を座長あるいは委員として任命すること、アイヌ民族が委員長となるとともに委員の過半数を占め、同時にジェンダーバランスを配慮した審議会を設置し、国連先住民族の権利宣言に基づくアイヌ新法の制定を議論することを求めている。

勧告 21 (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

1. 勧告に関連して政府がとった措置とその効果：

- ▶ 政府は近年、マイノリティ女性と先住民族女性に対する複合差別の存在を認める表現を政府報告書

や男女共同参画計画**に用いているが、複合差別に関する差別の実態調査も、複合差別を解消するための政策も措置も何ら講じていない。政府は、CEDAW の勧告を受けても、一般的女性政策とは別の政策・措置が必要であることを理解していない。「マイノリティ女性・先住民族女性も一般的女性政策と措置の対象に含まれているから、それで十分であり、別の枠組みでの取り組みは必要ない。」という方針に固執している。つまり、上記勧告にあるような措置は全く存在せず、それを監視・評価する独立した専門機関も存在しない。政府は、パリ原則に則った独立した国内人権機関を設置しないことに頑なである。

**2015 年 第 4 次男女共同参画基本計画 第 8 分野

省略・・・また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

(具体策には、アイヌ女性、部落女性、在日コリアン女性に関する措置は一切含まれていない。)

- 偏見・差別に苦しむマイノリティ女性が利用できる「的確に応じる相談窓口」さえ整備されていない。法務局の人権相談窓口や人権擁護委員は、やる気もなければ専門性もない。
- そもそも、政府は、マイノリティ女性の生活状況、人権状況について徹底して無関心を貫いてきた。10 年以上前から、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などが協力して、内閣府、男女共同参画局をはじめ、関係省庁に対して複合差別の実態を訴え、具体的な措置を要請する交渉を積み重ねてきたが、聞く耳を持たず、徒労に終わっている。

2. 勧告が指摘している問題に関して、2016 年 3 月以降に起きたことおよびそれがもたらした結果:

- 法務省は、国内に住む外国人（人口の約 2 パーセント）を対象にした差別に関する実態調査を初めて行い、その結果を 2017 年 3 月に公表した。過去 5 年間に日本で外国人を理由に侮辱されるなどの差別的な発言を受けた経験のある人は全体の 29.8%。また、日本で住居を探した経験のある人のうち、外国人を理由に入居を断られた経験がある人は 39.3% といった数字が明らかになった。同省は結果を分析し、人権政策に反映させるといおうが、ジェンダー視点が欠落しており、男女別のデータはない。マイノリティ女性の不可視化の状況が強化される結果になっている。
- マイノリティ女性に対する偏見や差別的な固定観念は、日本社会の中に定着している。自然災害を受けた地域（多くが、農漁村・山村）では、言葉や文化の壁で孤立し、救援物資やその他の支援にアクセスできずにいる移民女性（結婚移住女性）が少なくない。
- 独立した専門機関も設置されていないし、定期的なモニターもまったく行われていない。部落女性の現状は従前とまったく変わらない。
- アイヌ女性に関しては前述の通りである。アイヌ民族を座長におき、過半数がアイヌ民族からなるアイヌ新法制定のための委員会を作り、その際にジェンダーバランスを考慮するよう、内閣官房に求め

ている。

- 2017年11月14日に行われたUPR日本審査において、パレスチナ自治政府は以下の勧告を行った。これら勧告の受諾に関して、政府は2018年3月開催の第37会期国連人権理事会までに書面にて返答しなくてはならない。

161.186. 公共及び民間部門で意思決定に携わる立場にある女性、特にマイノリティの女性に重点を置いて、男女間の実質的平等の達成を加速するための努力を続けること。(パレスチナ)

- 2017年11月2日、自由権規約委員会は次回日本審査のための事前課題リストを採択した。その中にマイノリティ女性に関して以下の2点について次回の政府報告書で情報を提供するように求めた。

男女平等（規約第3条、25条）

8. . . . 省略（前回パラ8） 被差別部落、アイヌ民族そして在日コリアンの女性などマイノリティ女性を含む女性の政治的代表を高める取り組みにおける進歩に関する情報を提供してください。

性暴力およびDVを含む女性に対する暴力（規約第2、3、6、7、26条）

10. 前回総括所見（パラ10）と女性差別撤廃委員会の最近の総括所見（CEDAW/C/JPN/C/7-8(2016)パラ23）を踏まえて、裁判所による保護命令発令の遅延への対処、通報されたすべてのDVの調査と加害者の訴追、そして移住女性およびマイノリティコミュニティのメンバーのDV被害者のために、十分な支援措置と、適切な場合は、在留資格を喪失しない保証が整っていることを確保するためにとった新たな措置のすべてに関して報告してください。